

令和6年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム実証事業）に係る企画競争募集要領

令和6年2月1日
経済産業省
商務情報政策局
情報技術利用促進課

経済産業省では、令和6年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム実証事業）（以下「本事業」という。）を実施する委託先（以下「運営事業者」という。）を、以下の要領で広く募集します。

本事業は、令和6年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

業務の概要、応募方法その他留意していただきたい事項は、この募集要領に記載するとおりですので、応募者は熟読いただくようお願いします。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 背景・事業の目的（概要）

近年、生成AIの登場を筆頭とした大きな技術革新が生じ、デジタル化は不可逆的に進展しています。各国ではデジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用の成否が企業・産業の競争力に直結します。地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX^{※1}））を実行していくことが不可欠です。

一方で、地域企業・産業のデジタル化・DXを推進するために必要なデジタル人材は、都市部、IT企業に偏在しており、地域のユーザー企業においては人材確保が困難な状況にあります。さらに、我が国のデジタル人材の育成は、民間の取組が徐々に進んでいるものの、DXの進展に伴うデジタル人材需要の高まりに追いついていない状態であり、学び直し（リスキリング）による職種転換への期待も高まっています。

このような状況下で、地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材を育成・確保するデジタル人材育成プラットフォーム^{※2}を構築し、以下の3つの事業を実施しています。

①オンライン教育ポータルサイトの運営

デジタル人材に求められるスキルを自ら学べるよう、スキル標準に対応した教育コンテンツを提示する。

②ケーススタディ教育プログラム^{※3}の実施

データ付きのケーススタディ教材^{※4}を用いて、受講生同士の学び合いを通じて、課題解決のプロセスを疑似体験するオンライン教育プログラムを実施する。

③地域企業協働プログラムの実施

全国各地において、地域企業協働プログラムの候補となる案件の組成を行った上で、地域企業と協働し、実際の企業の課題解決にチームで取り組む地域企業協働プログラムを実施する。

本事業では、「②ケーススタディ教育プログラムの実施」にあるとおり、地域の企業・産業

のDXを加速させるために必要なデジタル人材を育成・確保するため、実践的なデジタル技術の実装方法を学べる、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムについて、これまでの事業の成果（企業データに基づく教材、運営ノウハウ）を元に運営機能の実証を実施します。

なお、本事業の実施にあたっては、令和6年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム運営事業）（以下、デジタル人材育成プラットフォーム運営事業という。）の受託事業者（以下「事務局」という。）による立ち上げ支援・自走化に向けた示唆出し・取りまとめを行うことを予定しています。詳細は、デジタル人材育成プラットフォーム運営事業の実施計画書（仕様書）も参照してください。

（※1）デジタルトランスフォーメーション（DX）

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

（※2）デジタル人材育成プラットフォーム

デジタル人材育成プラットフォームの全体像は以下のとおり。1～3層で構成され、2、3層事業を「マナビDX Quest」と呼称する。なお、プラットフォームの運営は、事務局が行うことを予定している。

デジタル人材育成プラットフォームの概要

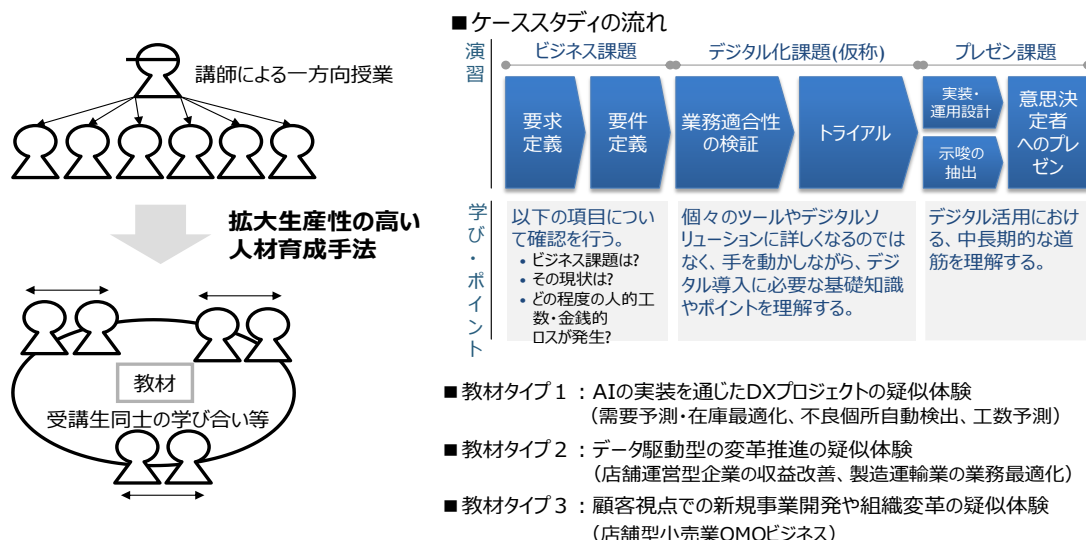
3層：地域企業協働プログラムの実施
➤ 地域の現状や企業経営に対する理解力を有し、実践的なデジタル実装能力を持つデジタル人材の育成・確保を目指し、以下の学習プログラム等を通じて一定のスキルを身につけた人材が地域企業とマッチング・協働し、実際の企業の課題解決にチームで取り組む地域企業協働プログラムを実施。
2層：企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムの実施
➤ 地域企業協働プログラム参画の前段階として、データ付きのケーススタディ教材を用いて、架空の企業へのデジタル技術導入を一気通貫で疑似体験するオンライン教育プログラムを実施。本事業が該当。
1層：オンライン教育ポータルサイト「マナビDX」(https://manabi-dx.ipa.go.jp/) の運営
➤ デジタル人材に求められるスキルを自ら学べるよう、民間事業者等と連携し、スキル標準に対応した教育コンテンツを掲載するほか、上記の各プログラムを紹介。

(※3) ケーススタディ教育プログラムの実施イメージ

2層：ケーススタディ教育プログラム

マナビDXクエスト
MANABI-DELUXE-QUEST

- データ付きのケーススタディ教材を用いて、受講生が2カ月程度、架空の企業へのAI活用を含むデジタル技術導入を一気通貫で疑似体験するオンライン学習プログラムを実施。
- 受講生同士が互いに教え合い・学び合いなど、自ら手を動かすことで、企業における以下の3種類の課題解決手法を身に付けることができる。



(※4) ケーススタディ教育プログラムの教材イメージ

(参考) 2層 ケーススタディ教材について

マナビDXクエスト
MANABI-DELUXE-QUEST

- 過年度教材は3タイプ6テーマの用意があり、運営事業者は任意に活用可能
- また、教材に付随して、DX初学者に向けて、手順通りに進めることで、データ分析～デジタル実現性検証までの一連のプロセスを体験可能な“初学者ガイド”の用意あり

教材タイプ1

AIの実装を通じたDXプロジェクトの疑似体験

- AIモデルの構築・検証と、組織への展開方法を学べる教材
- 「課題解決のためのAI実装プロジェクト」の疑似体験を通じて、AIモデルの構築/評価から、実装運用・展開計画までを策定
- 最後に、全社DX変革に向けた検討アプローチを体験

<教材テーマ>

- ① 需要予測・在庫最適化 (小売業)
- ② 不良箇所自動検出 (製造業)
- ③ 工数予測 (製造業)



教材タイプ2

データ駆動型の変革推進の疑似体験

- データ分析による課題特定方法と、技術検証・組織への展開方法を学べる教材
- 企業情報・データを基に、主要課題の特定/デジタル技術を用いた解決策を検証し、DX推進施策の展開や組織変革の検討アプローチを体験

<教材テーマ>

- ① 収益改善 (店舗運営型企業)
- ② 業務最適化 (建築製造)



教材タイプ3

顧客視点での新規事業開発や組織変革の疑似体験

- 顧客視点でニーズを把握し新規事業を開発する方法と、新規事業を実現するための組織変革を学べる教材
- 企業や業界情報・顧客の声等を基に、新規事業のアイデア出し/評価を行いビジネスシナリオを策定。その実現に向け組織変革を設計

<教材テーマ>

- ① 店舗型小売業OMOビジネス



受講を通じて習得できるスキルと目指せるロール

- ケーススタディ教育プログラムは、D X推進スキル標準と以下のとおり対応しています。
- デジタルスキル標準（経済産業省）https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html
デジタルスキル標準（DSS）（IPA）<https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/index.html>

	習得できるスキル	データ活用 ビジネス変革	目指せるロール
教材1 AIの実装を通じた DXプロジェクトの 疑似体験	- 機械学習・深層学習 - 数理統計・多変量解析・データ可視化 - データ・AI活用業務の設計・事業実装・評価 - コンピュータサイエンス - 検証(ビジネス視点) - ビジネスアナリシス		データサイエンスプロフェッショナル ビジネスアーキテクト(既存事業の高度化)
教材2 データ駆動型の 変革推進の疑似体験	- 数理統計・多変量解析・データ可視化 - データ・AI活用業務の設計・事業実装・評価 - データ・AI活用戦略 - データ理解・活用 - 検証(ビジネス視点) - ビジネスアナリシス		データビジネスストラテジスト ビジネスアーキテクト(既存事業の高度化)
教材3 デジタルを活用した新 規事業創出・組織変革 の疑似体験	- データ・AI活用戦略 - プロダクトマネジメント - 変革マネジメント - プロジェクトマネジメント - ビジネス調査 - ビジネスモデル設計 - ビジネスアナリシス - 検証(ビジネス視点) - マーケティング - 顧客・ユーザー理解 - 設計		ビジネスアーキテクト(新規事業開発) サービスデザイナー

<参考>

2022年度「マナビDX Quest」報告書

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/MDXQuest2022_Report.pdf

2. 事業内容

本事業では、以下（１）～（５）の活動を実施し、結果を取りまとめます。

なお、事業の実施に当たっては、経済産業省、令和6年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム運営事業）の事務局と協議を行った上で実施してください。また、経済産業省に対して事業の進捗状況について定期的な報告を行ってください（定期的な報告の頻度等は経済産業省と協議の上決定してください）。

（１）企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムの実施方針の全体設計

「ビジネスにおける実課題をデジタルを活用して解くことができる人材」を育成できるプログラムを実施するため、(a) 現場でD Xを推進するにあたって必要となる、デジタルスキル・ビジネススキルの双方を学ぶことができること、(b) 自らが、手を動かして課題解決に資するアウトプットを作成する機会があることを考慮して以下のとおり全体設計を実施し、7月末までに事務局からの承認を受けてください。

- ① 全体設計にあたり、以下のとおり実施すること。なお、プログラム実施に当たっては事務局からの承認を得るものとする。

- ・ プログラムの目的・検証ポイント及び、検証方法の設計
- ・ 事業全体のスケジュールの設計

- ・ 受講生受入要件の設計
 - ・ プログラムを通じて具体的に実施する内容の設計
 - ・ 受講生に対するアピールポイント・募集方法・選定方法・修了要件の設計
 - ・ K P I の設計
 - ・ 情報取り扱い方針の設計 等
- ② ケーススタディ教育プログラムについては、契約締結後提供するケーススタディ教材を適宜活用し、効率的かつ効果的な方法で実施すること。ただし、提供する教材の利用は任意であり、自由に設計することも可能。
- ③ ケーススタディ教材については、経済産業省と協議の上、D X 推進スキル標準※を元に両者の関係性を検討・整理すること。

(※) D X 推進スキル標準については以下を参照すること。

デジタルスキル標準（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html

デジタルスキル標準（D S S）（I P A）

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/index.html>

※留意事項

事務局による、自走化に向けた検証ポイントの設定/プログラム全体設計の実施及び、プログラム設計・実施に関する助言・レビューの実施を予定しています。

(2) 受講生向けの説明・募集・選定・育成

運営事業者が、独自に受講生募集を実施します。なお、募集にあたり以下の①～④について考慮して実施してください。

- ① ケーススタディ教育プログラムの参加者は、学生（大学生、高専生、専門学校生等）や、社会人（企業内人材、地域金融機関等に所属する地域企業の支援を行う人材、行政職員、フリーランス等）から集めるものとする。なお、経済産業省と適宜協議のうえ情報発信を実施し、広く参加者を集めること。具体的には、募集にあたり以下のとおり実施する。
 - ・ 募集プール等への告知、説明会イベントの開催
 - ・ 募集フォームの作成、募集リストの管理
 - ・ (1) で設計した参加要件を満たすかの判定、可否通知（メール等）の送付
 - ・ プログラムの進め方の資料共有、説明会の開催
- ② ケーススタディ教育プログラムを通じ、企業の課題解決に必要なスキル等を身に付けた人材を1,000人以上確保することを目指すこと。なお、地域企業協働プログラムへのエントリーの観点から、当事業において修了した人材を11月末までに300人以上輩出すること。
- ③ ケーススタディ教育プログラムの修了者には、事務局を通じてオープンバッジ等の修了証を発行することを予定しているため、事務局と協議のうえ、発行にあたり必要な情報を事務局へ提供すること。
- ④ 事務局及び地域企業協働プログラム運営事業者と適宜協議のうえ、ケーススタディ教育プログラムの受講生及び修了者に対し、地域企業協働プログラムの案内及びマナビ

DX Quest 修了者コミュニティへの参加案内を実施すること。なお、地域企業協働プログラムの受講生募集開始時期は10月頃を予定している。

※留意事項

事務局による、募集サイト（「プログラム横断の、各プログラムへの応募導線となるサイト」）の構築・運営を予定しています。また、マナビDX Quest 修了者コミュニティ向けに、募集サイトへの誘導を予定しています。運営事業者は、事務局と協議のうえ、募集サイトへ掲載する情報を事務局へ提供してください。

（３）企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムの実施

（１）の設計のもと、（２）において募集した受講生に対し、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムを実施します。実施にあたり以下の①～④について考慮し、受講生が自発的に学びを深める工夫を取り入れてください。

- ① 参加者同士が互いにアイデアを試し、学びあいながら、一人一人がそれぞれの体験として企業の課題解決方法を身に付けられるようプログラムを実施すること。
- ② 学習にあたって必要なオンライン環境を提供すること。
- ③ 実施期間中は、（１）で設定したKPIや観点を基に定期的に進捗・効果を把握した上で、アジャイルな事業改善を行うこと。
- ④ プログラムの報告・成果発表（例：報告会の場を設け不特定多数に呼び掛ける、インターネット上で情報発信する等）を実施し、ケーススタディ教育プログラムにおける成果事例を広く情報発信すること。

（４）事業報告書の作成

（１）～（３）について、事業で取り組んだ内容を記載した報告書を作成してください。特に（１）については、設定したKPIや観点の達成結果、（２）（３）については、受講生募集、プログラムの実施に当たって意識した点、改善点として考えられる点は必ず記載することを求めます。

また、自走化に向けた示唆（今後のマネタイズの方法、プログラム全体設計の改善点等）について記載してください。なお、改善点等を検討するにあたって、受講生へのアンケート・ヒアリング等の手段を用いて有効な示唆を得ることが期待されます。

（５）その他

仕様書記載の（１）～（４）の各業務の実施において、参考となる昨年度事業の成果のノウハウ・作成資料については、契約締結後に経済産業省より提供予定です。また、事務局より説明会を実施予定です。

上記を含め、その他必要な実施内容等について、経済産業省と協議を行い実施してください。なお、社会情勢の変化等の外的要因により、想定していた事業内容の実施が困難となった場合には、実施可能な方法を経済産業省と改めて協議をしてください。

(6) 参考資料

また、応募のための企画提案書作成及び事業の実施に当たっては、以下の情報も参考にしてください。

- 令和元年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（中小企業のAI活用促進に関する調査事業）最終報告書（2020年3月27日）
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000825.pdf
- 令和3年度AI人材連携による中小企業課題解決促進事業（企業と連携するデジタル人材に関する調査）調査報告書
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000212.pdf
- 令和2年度中小企業戦略的情報化等委託費（AI人材連携による中小企業課題解決促進事業）報告書
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/AIQuest2020_Report.pdf
- 令和3年度中小企業戦略的情報化等委託費（AI人材連携による中小企業課題解決促進事業）報告書
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/AIQuest2021_Report.pdf

3. 事業スケジュールイメージ

令和6年4月	契約締結
～7月末	(1) プログラムの実施方針の全体設計
8月～	(2) 受講生向けの説明・募集・選定・育成
～11月末ほか	(3) ケーススタディ教育プログラムの実施
～令和7年2月中旬	(4) 事業報告書の提出

4. 事業実施期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）まで

5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑦本事業において、複数申請をしていないこと。

6. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：全国1～2件程度。なお、採択予定件数は、公募時点での想定であり、今後、変更になることもあります。

(3) 予算規模：1件当たり85,000千円(税込み)を上限とします(2件採択する場合)。仮に1件のみ採択となった場合は、予算規模の上限を120,000千円(税込み)に引き上げます。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

※ 報告書電子媒体の作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※ 本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和6年2月1日(木)

締切日：令和6年2月22日(木) 15時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、12. 応募書類提出・問い合わせ先へ令和6年2月5日(月) 17時00分までにメールにて登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

● 開催日時：令和6年2月6日(火) 14時～15時

● 開催方法：Microsoft Teams

連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「令和6年度地域デジタル人材育成・確保

推進事業（企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム実証事業）Web 説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、Web 説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願いいたします。Web 説明会の参加方法につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」まで、説明会前日までにご連絡いたします。

また、出席者多数の場合は Web 説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承ください。

（３）応募書類

① 以下の書類を（４）により提出してください。

- I 申請書（様式１）
- II 企画提案書（様式２）
- III 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- IV 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し
- V 直近の過去１年分の財務諸表

※IVがない場合は提出不要。

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（４）応募書類の提出先

応募書類はメールにより 1 2. 応募書類提出・問い合わせ先に記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

8. 審査・採択について

（１）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

審査に当たり、応募期間締切後（数日から１週間程度以内を想定）に、提案者による提案書等の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答の場を、オンラインで設ける予定です。日時等については、応募期間締切後に、経済産業省と提案者との間で調整することとし、プレゼンテーションの実施方法や時間については、応募者数を勘案して設定します。説明に当たっては、提案内容を十分に説明できる者が実施することとし、クラスは問いません。

なお、応募者数やその他の状況により提案書等の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答の全部または一部を省略することがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 5. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
 - ・ 仕様書の各項目について、効果的かつ効率的に実施することが可能であると具体的に示されているか。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
 - ・ 教育効果を高めるための、独自の工夫・提案があるか。
 - ・ 事業を効果的・効率的に実施するための、独自の工夫・提案があるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見/ノウハウ・実績や本事業を効果的に実施する強みを有しているか。なお、類似事業の経験を以て強みを提示する場合は、事業の概要のみならず、具体的に達成した成果の提示を求めるものとする。
 - ・ DX（デジタルトランスフォーメーション）への深い理解、関連する知見/ノウハウ・実績を有しているか。
 - ・ 事業設計・遂行、プロジェクトマネジメントに関する知見/ノウハウ・実績を有しているか（事業の全体を設計し、アジャイルな改善を加えながら遂行するにあたっての知見や実績）。
 - ・ デジタル人材育成に係るプログラムの企画・開発・運営に関する知見/ノウハウ・実績を有しているか。
 - ・ 本事業と同規模程度の教育プログラムまたは同規模程度のコミュニティマネジメントの企画・開発・運営能力の実績を有しているか。
 - ・ デジタルについて実践的なスキルの習得を希望する人材とのネットワークがあるか（無い場合、人材の募集に向けた具体的なアプローチ方法が提示されているか）。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ デジタルトランスフォーメーション、ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ⑫ 将来的に当事業が自走化（国の事業から離れる）した際、事業を担う意欲があるか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

9. 契約について

採択された申請者について、経済産業省と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費

消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費（事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費）に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

１１．情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記１「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施してください。

１２．その他

- （１）事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定しま

す。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

② 一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくことを求めます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りです。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(4) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

13. 応募書類提出・問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

担当：金杉、丸

E-mail：bzl-digital@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問合せ】令和6年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム実証事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1) から 10) まで及び 12) から 18) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書をを用いること。

- 14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。
- 15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。
- 16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。
 - ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
 - ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
 - ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
 - ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
 - ⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関する

ものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑦電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS（SSL）化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8)に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。また、外部サービスを利用する場合は、その利用状況を管理すること。

なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、

政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

- ⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。